

都城市介護職員就業促進支援事業補助金の対象研修が拡充されました

介護職員、介護支援専門員等の就業促進及び定着並びに質の向上を図るため、各種研修の受講に必要な経費を補助します。

補助対象の研修	補助上限額
介護職員初任者研修	10万円
介護福祉士実務者研修	10万円
介護支援専門員実務研修	5万円
介護支援専門員専門研修	5万円
介護支援専門員更新研修	5万円
介護支援専門員再研修	5万円
主任介護支援専門員研修	5万円
主任介護支援専門員更新研修	5万円

補助金額の上限増加

補助対象の研修拡充

○補助対象者

- ・ 補助対象研修を修了し、その修了日が令和7年4月1日以降である方
- ・ 市税及び市介護保険料を滞納していない方
- ・ 国、県、市以外の団体から受講料等に係る補助を受けていない方（差額補助は可）
- ・ 申請時点において市内に所属する介護サービス事業所等で介護職員又は介護支援専門員等として就労している方
- ・ 研修種類に応じた継続就労要件（6月以上の就労など）を満たす方

など

詳細は市ホームページでご確認ください。
ID番号検索：63650



問い合わせ先：都城市介護保険課（0986-23-2688）